

産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内業者による住宅のリフォームを行なった者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、村民の住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、村民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、村内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 村に住民登録又は外国人登録を有する者であること。
- (2) 同一家屋に居住する者全員が村税及び各種使用料等を滞納していない者であること。
- (3) 補助金のリフォーム等を補助金交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること。
- (4) 対象となるリフォーム等について、村で実施している他の同様の補助金等の交付を受けていないものであること。（産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金を除く。）

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有もしくは借用し、自己の居住の用に供している村内に存する住宅（集合住宅にあっては補助対象者が専有する部分及び店舗等併用住宅にあっては住宅部分に限る。ただし、公営住宅は除く。以下同じ）とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる工事は、村内に住所を有する法人及び個人の施工業者を利用して実施する工事で、リフォームに要する費用が20万円以上であり、次の要件を満たす工事とする。

(1) 増築工事

既存の住宅部分がない場所に新たな住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加する工事

(2) 改築工事

既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事

(3) 改修工事及び修繕工事

住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持・向上させるための工事で、次に掲げる工事

ア 基礎、土台、柱等の修繕又は補強工事

イ 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事

ウ 塗装工事

エ 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事

オ 給排水、衛生、換気、電気、ガス等の設備工事

カ 外壁、屋根等の防火性能を高める工事

キ 間取りの変更等模様替えを行なう工事

ク 台所、浴室又は便所を改良する工事

ケ 建具の取替等の工事

コ 手すり設置、段差解消などのバリアフリー改修工事

サ その他村長が必要と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において工事金額の20%とし、最高限度額は20万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第6条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。ただし、集合住宅にあっては、同一補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)を次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類は、借家に居住する者のみ提出しなければならないものとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 住宅の位置図及び平面図
- (3) 補助対象工事を行なう施工箇所写真
- (4) 個人情報の提供に関する同意書(様式第2号)
- (5) リフォーム工事承諾書(様式第3号)
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定又は却下したときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定により行なった申請を取り下げるときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による取り下げがあった場合において、既に前条の規定する交付決定を行なったものがあるときは、これをなかつたものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第10条 第8条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、産山村住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金変更の可否を決定し、産山村住宅リフォーム助成事業補助金変更決定(却下)通知書(様式第7号)により補助事業者にその旨通知するものとする。

3 第1項に規定する村長の承認を受けずにリフォーム内容を変更し、補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(状況報告及び実地調査)

第11条 村長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は施工業者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行なわせることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象リフォーム工事が完了したときは、速やかに産山村住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書
- (2) 補助対象工事実施前後の施工箇所の写真
- (3) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の決定)

第13条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から14日以内に工事検査を行ない、適正であると認めたときは補助金の額を決定し、産山村住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により行なった交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が相当と認める事由があったとき。

2 村長は、前項の交付決定の取消しを行なったときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 村長は、前条の規定により交付決定の取消しを行なった場合において、既に補助金が交付されているときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書(様式第12号)により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前条の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を村長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書

産山村長 市原 正文 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施工者	氏 名： 電話
	業者名：
	住 所：産山村大字 番地
工事内容	1. 改修・修繕 2. 増・改築 3. 模様替え 4. その他
対象住宅の所在地	産山村大字 番地
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
工事金額	金 円
補助金申請額	金 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 補助対象工事を行なう施工箇所写真 <input type="checkbox"/> 個人情報の提供に関する同意書（様式第2号） <input type="checkbox"/> リフォーム工事承諾書（様式第3号） <input type="checkbox"/> その他村長が必要と認める書類

平成 年 月 日

個人情報の提供に関する同意書
(補助金申請用)

産山村長 市原 正文 様

住 所 産山村大字 番地
氏 名 氏名 (印)

私は、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付申請を行なうにあたり、以下のことについて同意します。

産山村長が保有する以下に掲げる私及び私の家屋に居住する者全員に関する納税等の状況及び他の補助制度又は給付等の受給状況の確認のために、産山村住宅リフォーム助成事業補助金担当者に対して提供すること。

番号	確認項目	交付要件	確認印
①	氏名・住所・属性に関する情報。	適・不適・非該当	(住民課住民係)
②	村税の納付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(総務課税務地籍係)
③	保育料の納付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(教育委員会)
④	給食費の納付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(教育委員会)
⑤	水道・住宅料の納付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(経済建設課水道係)
⑥	農業振興のために村が実施する各種補助金等の交付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(経済建設課農林係)
⑦	その他村で実施している他の同様の補助金等の交付状況に関する情報。	適・不適・非該当	(企画振興課企画振興係)

平成 年 月 日

リフォーム工事承諾書
(借家の場合用)

産山村長 市原 正文 様

補助金交付申請者

住 所 産山村大字

番地

氏 名

㊞

産山村住宅リフォーム助成事業補助金申請にあたり、次のとおり住宅等の所有者に
リフォーム工事及び当該補助申請することに承諾を得ましたので提出します。

記

産山村住宅リフォーム助成事業の補助金の申請にあたり、当該住宅等の所有者であ
る私は、リフォーム工事及び補助申請することを承諾する。

平成 年 月 日

(住宅等の表示) 産山村大字

番地

(住宅等の使用者) 住 所 産山村大字

番地

氏 名

㊞

(住宅等の所有者) 住 所 産山村大字

番地

氏 名

㊞

電話番号

(注) 補助の回数は以下のとおりであり、ご留意願います。

①戸建住宅の場合は、同一住宅に対して1回限り。

②集合住宅の場合は、同一補助対象者に対して1回限り。

産企振第 号
平成 年 月 日

様

産山村長 市原 正文

産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付決定（却下）通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった産山村住宅リフォーム助成事業補助金については、次のとおり交付決定（却下）することとしたので、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

(1) 補助対象物件の所在地

産山村大字

番地

(2) 交付決定額

金

円

(3) 補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

(却下理由)

※補助の要件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更することがあります。

平成 年 月 日

産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ書

産山村長 市原 正文 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊞

平成 年 月 日付で産山村住宅リフォーム助成事業補助金の交付については、下記の理由から産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第9条の規定により取下げします。

記

1. 補助対象物件の所在地 産山村大字 番地
2. 理 由

平成 年 月 日

産山村長 市原 正文 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

産山村住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け産企振第 号で交付決定を受けた産山村住宅リフォーム助成事業補助金について、申請した事項を変更したいので、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

補助対象物件		
補助決定通知額		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の内容及び理由		
添付書類		

※注 (1) 変更内容及び変更理由については、できるだけ詳しく記載すること。

(2) リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなる書類を添付すること。

産企振第 号
平成 年 月 日

様

産山村長 市原 正文

産山村住宅リフォーム助成事業補助金変更交付決定（却下）通知書

平成 年 月 日付けで変更交付申請のあった産山村住宅リフォーム助成事業補助金については、次のとおり変更交付決定（却下）することとしたので、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 変更交付決定する

(1) 補助対象物件の所在地

産山村大字

番地

(2) 変更交付決定額

金

円

(3) 補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

(却下理由)

※補助の要件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更することがあります。

平成 年 月 日

産山村長 市原 正文 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

産山村住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け産企振第 号で交付決定を受けた産山村住宅
リフォーム助成事業補助金について、工事を完了したので、産山村住宅リフォーム助
成事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

補助対象物件	
施工箇所及び工事内容	
工事期間	(着手) 平成 年 月 日 (完了) 平成 年 月 日
工事金額 (税込)	円 (内補助対象額 円)
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事代金領収書 <input type="checkbox"/> 補助対象工事実施前後の施工箇所の写真 <input type="checkbox"/> その他 ()

※産山村確認欄

上記のとおり、住宅リフォーム工事が完了したことを確認する。

平成 年 月 日

産山村 企画振興課 職名 氏名 ⑩
産山村 企画振興課 職名 氏名 ⑩

産企振第 号
平成 年 月 日

様

産山村長 市原 正文

産山村住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け産企振第 号で交付決定した産山村住宅リフォーム助成事業補助金について、交付する補助金の額を確定しましたので、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

平成 年 月 日

産山村長 市原 正文 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

産山村住宅リフォーム助成事業補助金請求書

平成 年 月 日付け産企振第 号で確定の通知があった産山村住宅リフォーム助成事業補助金について、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

一金 _____ 円

2. 振込口座

金融機関名	
支 店 名	支店
預金種別	当座 ・ 普通
口座番号	
(ふりがな) 口 座 名	()

産企振第 号
平成 年 月 日

様

産山村長 市原 正文

産山村住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書

平成 年 月 日付け産企振第 号による産山村住宅リフォーム助成事業補助金の交付については、下記の理由により取り消したので、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 住 所 産山村大字 番地
- 2 氏 名
- 3 取消理由

産企振第 号
平成 年 月 日

様

産山村長 市原 正文

産山村住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書

平成 年 月 日付け産企振第 号で交付決定した産山村住宅リフォーム助成事業補助金について、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 交付決定年月日 | 平成 年 月 日 |
| 2 | 交付済額 | 金 円 |
| 3 | 返還額 | 金 円 |
| 4 | その他 | 上記の金額を平成 年 月 日までに返還して下さい。 |